

新潟市人事委員会が行う職員採用試験等の個人別成績情報の提供に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市人事委員会（以下「人事委員会」という。）が実施する採用試験又は採用選考（以下「試験等」という。）の個人別成績に関する情報の提供（以下「提供」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(提供の対象となる者等)

第2条 提供は、試験等を受験し、不合格となった者（採用待機者で採用とならなかった者を含む。）に対して行う。

2 提供の対象となる情報は、別表に定めるとおりとする。

(提供の申出)

第3条 提供の申出（以下「申出」という。）は、提供の対象となる者が、人事委員会事務局において口頭により申出なければならない。

(申出期間)

第4条 申出ができる期間は、不合格となった当該試験等の合格発表後から、最終合格発表日が属する年度の末日までとする。ただし、最終合格発表日が3月にあたる場合、翌年度の末日までとする。

2 採用待機者で採用とならなかった者が申出できる期間は、前項の規定にかかわらず、対象者が記載された採用候補者名簿の有効期限が経過してから、採用候補者名簿の有効期限が属する年度の末日までとする。

3 前2項の規定において、年度の末日が土曜日、日曜日及び祝日にあたる場合、申出の期限はその翌日までとする。

(本人確認の方法)

第5条 提供に係る本人確認は、運転免許証、健康保険の資格確認書、個人番号カード等、本人確認が確実にできる書類を提示し、又は提出させることにより行う。

(提供の方法)

第6条 提供は、人事委員会事務局において、閲覧により行う。

(受験者への周知)

第7条 提供の実施に関する受験者への周知については、試験案内への記載その他適切な方法により行う。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、人事委員会事務局長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月6日から施行する。

別表 (第2条関係)

提供の対象となる者	提供の対象となる情報
第1次試験の不合格者	第1次試験の各試験の得点、総合得点及び順位
第2次試験の不合格者	第1次試験及び第2次試験の各試験の得点、総合得点及び 順位
第3次試験の不合格者	第1次試験、第2次試験及び第3次試験の各試験の得点、 総合得点及び順位